

リネンサプライ業

国際協力・国際貢献

外国人技能実習生 受入れのご案内

リネンサプライ職種
平成30年11月13日認定

日本におけるリネンサプライ業の技術・技能の高さが諸外国に注目され、東南アジアを中心に外国人技能実習制度を介したリネンサプライ技術導入への要望が高まっていました。このため、リネンサプライ業を移行対象職種とするための取り組みを、約10年前から当財団も支援を行ってきました。この結果、今般11月13日、リネンサプライ職種が移行対象職種に加えられました。この素晴らしい技能・技術を外国人技能実習生に指導し、帰国後、母国での産業活動に貢献・寄与する人材育成のための技能実習生の受入れを検討してみませんか？

I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団

東京都新宿区新宿 1-26-6 新宿加藤ビルディング7階

TEL:03-3354-4841(代) FAX: 03-3354-4847

HP: <http://www.ipm.or.jp> E-mail: kigyo@ipm.or.jp

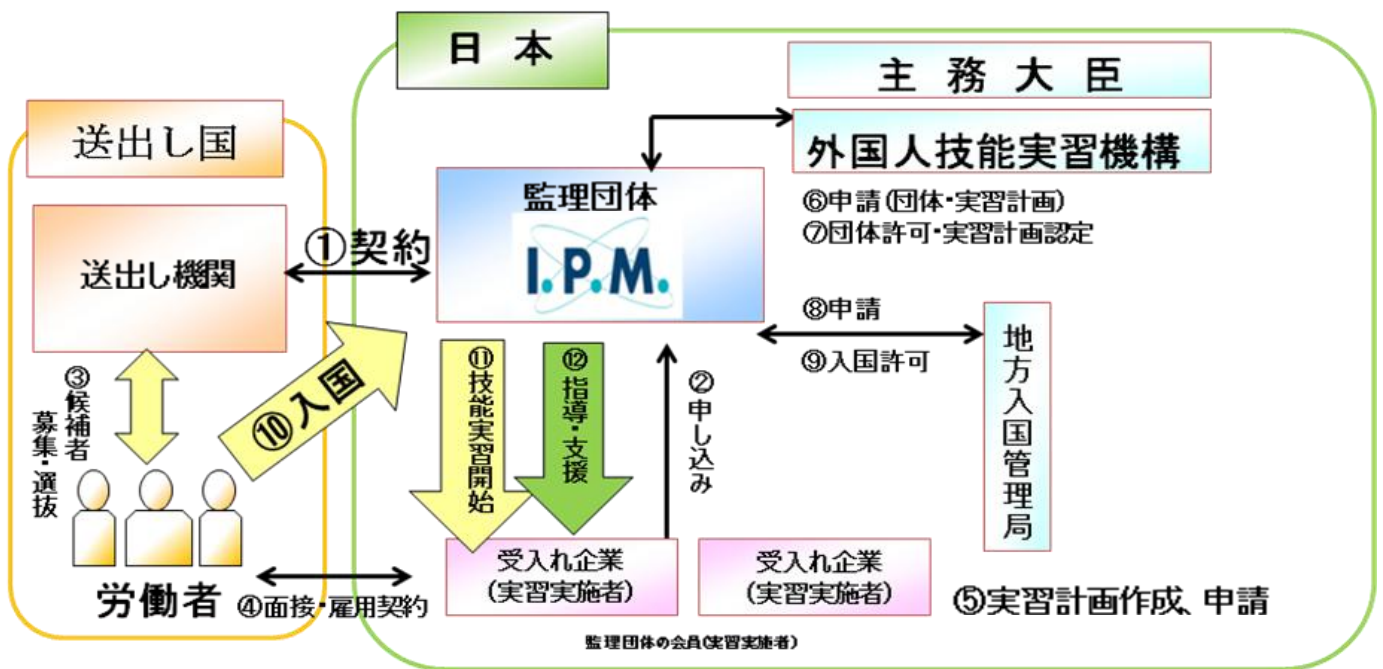
本部・仙台・名古屋・大阪・広島・福岡・六甲山研修センター

現行の技能実習制度の仕組み

●外国人技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の青壮年を一定期間（最長5年間）日本の産業界に受入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。

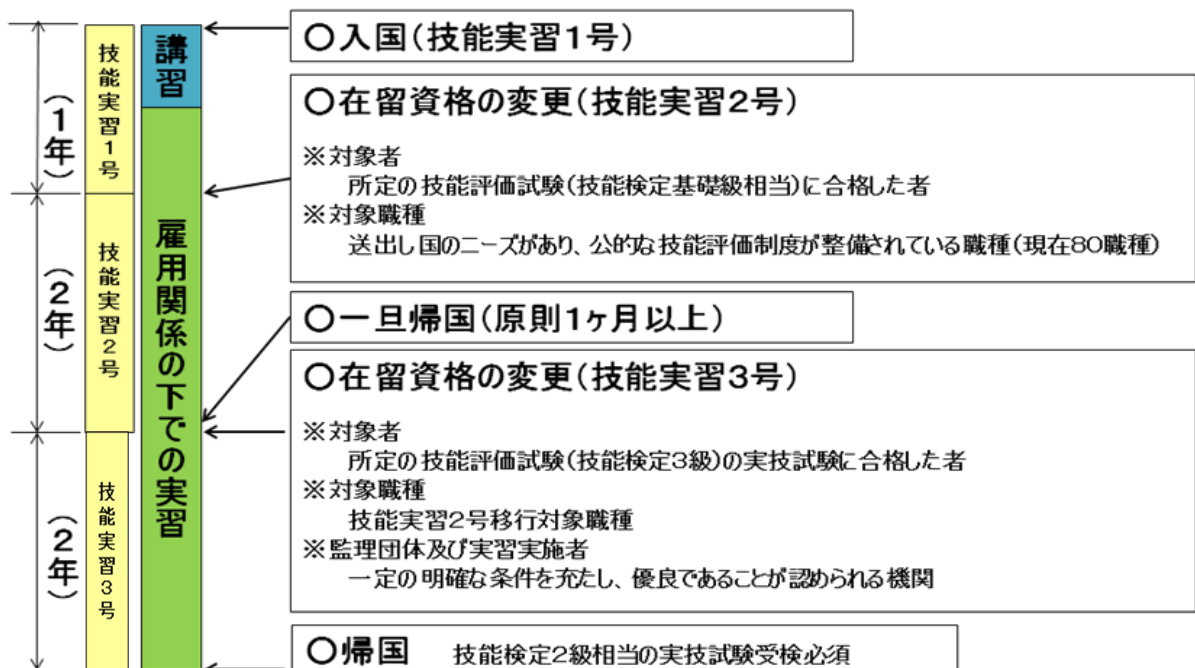
●技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令が適用されており、現在全国に約27万人（平成29年末）在留している。

技能実習制度の受入れの枠組み（団体監理型）



技能実習の流れ

最長で5年



リネンサプライ職種（リネンサプライ仕上げ作業）について

リネンサプライ仕上げ作業において技能実習生を受け入れようとする場合の受入れ基準は次のとおりとなります。

1.作業の定義

- (1)リネンサプライ仕上げ作業とは、清潔に洗濯されたリネンを品種別にプレス又は乾燥の処理を施した後に畳み、検品、結束するまでの一連の作業をいう。
- (2)リネンサプライ仕上げ作業を行う場合「衛生基準」の認定を受けた施設における作業でなければならない。

2.必須業務（移行対象職種・作業で行う業務）

1.仕上げ作業

(1)機械投入作業

実習施設に備えられている、リネン品種（ライン）毎のスプレッターフィーダー（投入機）及びフォルダー（畳み機）等の仕上げ機械への正確かつ効率的な投入作業

- ① スプレッターフィーダー（投入機）への投入作業
- ② ロールアイロナー（ロール機）の送り込みベルトへの直接投入作業
- ③ 浴衣・ガウン投入機への投入作業
- ④ フォルダー（畳み機）への投入作業
- ⑤ トンネルフィニッシャー（連続式熱風乾燥仕上げ機）又はフォルダー（畳み機）への

2.ハンガー掛け投入作業

(2)検品作業

不具合なリネンを取り除き分類するとともに、その不具合に応じて各作業工程の作業方法機械の状況等の原因を特定し、ライン内や他部署との連絡調整等の対応を行う作業

(3)結束・包装作業

仕上がったリネンの品種別・サイズ別・客先別等に分類し、所定の枚数及び方法で結果又は包装する作業

(4)仕上げ作業に伴う機械操作作業（仕上げ作業に使用する全ての機械）

(5)機械メンテナンス作業（仕上げ作業に使用する全ての機械）

- ① 異常を発見し原因の把握を行い、軽微なメンテナンス等で回復可能な機械の停止トラブルであれば自らメンテナンスを行い、それ以外の機械の故障は工場長に報告し対策の検討を行う作業
 - ② 消耗品等の交換等作業、物品管理作業
- #### (6)仕上げ作業ラインの管理・指導作業
- ① 正常な状態で始業するための機械及び作業員の配置等の準備作業
 - ② 操業時間中の管理・指導作業
 - ③ 終業の作業
 - ④ 防火安全対策作業

3.関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択）

関連業務 （1）入荷・仕分け作業（2）洗濯作業（3）手投入作業（4）手畳み作業
（5）染め抜き作業（6）補修作業（7）出荷準備作業

周辺業務 （1）清掃作業（2）他部署へのリネンの運搬作業（3）使用資材等の運搬作業

4.移行対象職種・作業対象とはならない業務例

- (1) 資材管理作業（2）配送作業（3）普通洗濯業（クリーニング業）（4）上記の関連業務及周辺作業のみの場合

【問い合わせ先】

具体的な相談等については I.P.M. までご相談ください。

I.P.M. 企業部 [TEL:03-3354-4841](tel:03-3354-4841) 担当：前田、押野見、三宅

I.P.M. 公益財団法人 国際労務管理財団 概要

公益財団法人 国際労務管理財団は、1993年に労働省(現厚生労働省)の許可を受けて設立されて以来、外国人技能実習生の受入れを中心に、日本企業の海外進出や技術移転の支援、国際人材交流等を通じて、海外進出企業の発展ならびに技術交流を通じた国際貢献に尽力してまいりました。

外国人技能実習生の受入れでは、ベトナム・中国をはじめインドネシア・モンゴル・ミャンマー・タイ等から、これまでに多数の若者を受入れてまいりました。

各国の若い世代が日本企業の進んだ技術、生産管理システム、労務管理システム、および、勤労精神などを学んだ後、母国の発展に寄与しております。一方、日本企業からは、外国人技能実習生の受入れが日本人従業員の意識改革にも良い影響を与えてくれているとの声を多く頂戴しております。

また、移転や進出など、海外に視野を広めておられる企業向けにも、セミナー開催・海外調査活動などを通じて、わが国の主として中小企業の発展を様々な側面からサポートさせていただいております。

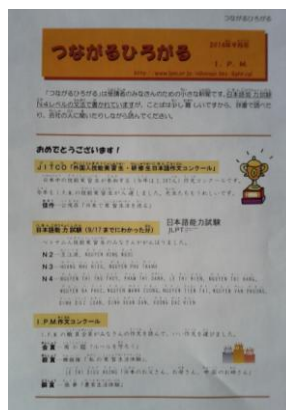
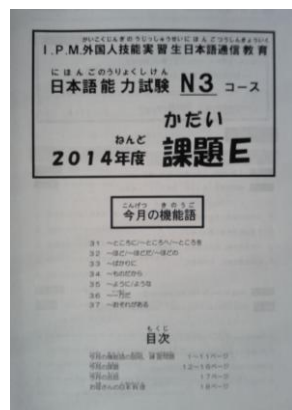
当財団の理念は「協心」という言葉です。これは皆が力を合わせて一つになった心を表します。「人」の重要性を知る企業の皆さまの良きパートナーとして「協心」の精神で心の通うお付き合いをモットーにサポートにあたる当財団をどうぞよろしくお願いたします。

I.P.M.の日本語学習・企業支援の取り組み

I.P.M.独自のサポート

I.P.M.では、実習生が1カ月の国内研修を行ったセンターを離れ実習を始めた後も、日本語の学習を続けられるように、研修センター日本語教師陣が「I.P.M.外国人技能実習生日本語通信教育(添削課題付き)」や「外国人技能実習生向け新聞(つながるひろがる)」を独自に作成し、毎月、実習生に届けております。実習生の能力に合わせてレベル別に、無理なく学習が進められるようになっていきます。実習には日本語能力が必要とされていますので、そのための学習ツールとして大いに活用していただけます。

また、I.P.M.では長年の国際労務管理の経験を生かし、企業の皆さまが外国人技能実習を円滑に進めるためのアドバイスとして「外国人若者との付き合い方」を提供しています。



【写真左より】

- 「外国人若者との付き合い方～ボーダーレス時代のトラブル解消に向けて～」
- 日本語通信教育教材 (添削課題付き)
- 技能実習生向け日本語新聞 ～つながるひろがる～